

南ア議第3号

加配定数を維持した上での小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の早期実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり南アルプス市議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

令和4年9月22日

南アルプス市議会議長 飯野 久 様

提出者 厚生文教常任委員会委員長 村松 三千雄

加配定数を維持した上での小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の早期実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

昨年度の改正義務標準法により、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることとなりました。国のこの決定に対し、学校現場からは喜びの声が上がりました。少人数教育の実現そのものが、子ども達への最大の教育効果になると考えるからです。この教育効果を維持していくために、小学校の35人学級実施に当たっては、現存の加配定数を維持しつつ、教職員定数の実質的な増員により行うことが重要です。また、35人学級を中学校にまで延伸することで、きめ細やかな指導を継続的に行うことが可能となるゆえ、その早期実現を望むところです。

学校現場に目を向けると、新型コロナウイルス感染症対策による従来にはなかった新たな業務や深刻な教職員不足など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員などの教職員定数改善が不可欠です。

このような状況下、本県では、全国に先駆けて小学校1、2年生における25人学級が実現しており、小学校3年生以降へも導入するか検討が始まっています。県下の関係者が一体となり、少人数教育推進にとりくんでいる次第です。

本市においても、「第二次南アルプス市教育大綱」を市政教育の基本に据え、生きる力を育む学校教育の充実、郷土の歴史的・文化的資源の活用と伝統文化の振興、生涯にわたる学習環境の整備など、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。

国、県、市のこのような教育施策に対し、学校現場においては教職員が働き方改革や自己研鑽に務め、行政と一体となり、よりよい学校教育体制を築いていくことの大切さも実感しているところです。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、本市のように独自財源により人的措置を行っている自治体も多く、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけたゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備が求められます。将来を担い、社会の基盤作りにつながる子どもたちへの教育の充実は極めて重要な未来への先行投資だといえます。

こうした観点から、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、以下の措置を講じられるよう強く要請します。

1. 小学校の35人学級実施に当たっては、現存の加配定数を維持しつつ、教職員定数の増員で行うこと。また、中学校における35人学級の早期実施をすすめること。
1. 深刻な教職員不足を改善する方策として、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現

するために教職員定数改善を推進すること。

1. 義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

山梨県南アルプス市議会議長 飯野 久

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣 総務大臣

南ア議第4号

すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり南アルプス市議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

令和4年9月22日

南アルプス市議会議長 飯野 久 様

提出者 厚生文教常任委員会委員長 村松 三千雄

すべてのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書

2年以上続くコロナ禍のもと、医療・介護・保育・福祉などの現場で働くケア労働者が社会に必要不可欠なエッセンシャルワーカーとされる一方で、その役割に見合った処遇ではないことがマスコミにも取り上げられるようになった。そうしたなか、岸田政権は先の総選挙前に、看護、介護、保育などのケア労働者の処遇改善を図ることを表明し、2022年2月から9月まで、介護・保育などでは月額9,000円、看護は月額4,000円の処遇改善事業が実施された。

しかし、岸田政権の目玉政策のひとつであったにもかかわらず、利用申請等の手続期限が短期間だったために多くの自治体労働者の改善につながらなかったことをはじめ、民間の事業所でも看護では対象が極めて限定的だったこと、介護や保育でも10月以降の制度の不透明さなどから申請がためられ、制度を申請した自治体・事業所は限られた。また、引き上げ額が低いこと、補助金の対象職種・事業が限定的であったこと、などから抜本的な改善には至っておらず、現場で働く労働者には失望感が漂っている。

政府は、10月以降の改善について、診療報酬・介護報酬・公定価格の改定、地方交付税措置による人件費財源の改善によって対応すると一般会計で予算を計上した。しかし、看護では引き続き、対象が限定的であること、引き上げ額が低すぎることなど処遇改善事業での問題点はそのまま残っている。少なくとも、すべてのケア労働者を対象とすること、ケア労働者の全産業平均との格差是正、月額4万円以上・時給250円以上の引上げ、職員配置基準の抜本的な見直しなどとともに、確実に賃上げに結びつく制度へとさらなる充実が不可欠である。

長引くコロナ禍のもと奮闘しているすべてのケア労働者の処遇が改善されるよう、必要な措置を講ずることを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. すべてのケア労働者を対象とした処遇改善事業を実施すること。
2. 月額4万円以上・時給250円以上の引上げが実現するよう事業所に対する支援を行うこと。

以上

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

山梨県南アルプス市議会議長 飯野 久

提出先

内閣総理大臣 厚生労働大臣